

平成26年4月10日
総務省中国四国管区行政評価局

「特定外来生物の防除等に関する行政評価・監視」 － 改善措置状況の公表 －

中国四国管区行政評価局は、平成25年7月から26年2月まで、生態系、人の生命・身体又は農林水産業へ被害を及ぼしている特定外来生物(ヌートリア、アライグマ、アルゼンチンアリ、オオキンケイギク等)の防除等の実施状況について、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所と合同で調査を行い、この調査結果に基づき、平成26年2月27日、中国四国地方環境事務所、中国四国農政局及び中国地方整備局に対して、必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

このたび、これら3機関から、改善措置(予定を含む。)についての回答がありましたので、その概要を公表します。

<本件照会先>

総務省 中国四国管区行政評価局

(担当) 第二部第1評価監視官室 (廣田 博一)
(電話) 082-228-6386 (FAX) 082-228-4471

○ 特定外来生物の防除の推進

(1) ヌートリア・アライグマの防除（中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局）

調査結果の概要

○ ヌートリア・アライグマの捕獲制度には、①外来生物法に基づく防除の確認と、②鳥獣保護法に基づく有害捕獲の2つの捕獲制度あり。

● 鳥取県では、防除指針を策定し、市町村に対して外来生物法に基づく防除の確認を受けるよう促すとともに、技術的な支援を実施。

この結果、ヌートリアについては、一定期間捕獲数が増加した後に減少傾向を示しており、成果を上げている。

● 広島県では、防除の確認を受けないで、従来の鳥獣保護法に基づく有害捕獲を行っている1市においては、鳥獣被害の大半を占めているニホンジカ等の捕獲に重点を置き、平成22年度以降の捕獲頭数がヌートリア1頭のみ。

主な通知事項

○ 外来生物法に基づく防除の確認制度を活用して防除の成果を上げている地方公共団体の取組を情報提供するなどにより、防除の確認制度の普及を一層促すこと。

改善措置の内容

【中国四国地方環境事務所】

中国四国地方を管轄する地方農政局、地方整備局及び中国四国地方の9県等とで構成する「中国四国地方外来種連絡会議(仮称)」(以下、「外来種連絡会議」という。)を平成26年度中に設置し、同会議を通じて、防除の確認制度の活用により成果を上げている地方公共団体の先進事例を、被害の拡大がみられる地方公共団体へ情報提供し、制度の普及を一層図る。

【中国四国農政局】

中国地方を管轄する地方環境事務所、森林管理局および中国地方5県等とで構成する中国地域野生鳥獣対策ネットワーク等を通じて、防除の確認制度を活用して成果を上げている取組の情報提供等を行い、制度の普及を一層推進する。

また、防除等が適正に行われるよう、管内の全市町村に対し、外来生物法の遵守について指導通知(平成26年3月28日付け)を発出した。

(2) アルゼンチンアリの防除（中国四国地方環境事務所）

調査結果の概要

○ 中国地方では、平成5年に広島県廿日市市で全国で初めて発見。その後、山口県で13年に発見され、生息域を拡大中

● 県や自治会等を中心とした一斉防除が効果を発揮。特に、廿日市市では、平成25年度は、生息域の8割以上で駆除されているなど、成果を上げている。

一方、一斉防除を行っていない市町の中には、生息域が拡大し続けているものあり。

主な通知事項

○ アルゼンチンアリの生息が確認されている地方公共団体等の協力を得て、その生息に係る情報等を収集し、新たに侵入が確認された地方公共団体に初期対応を促すなど取組を実施すること。

○ アルゼンチンアリが既に定着しているにもかかわらず、一斉防除の取組を行っていない地方公共団体に対しては、先進的な取組事例を紹介するなどにより、普及啓発を実施して、一斉防除の取組を推進させること。

改善措置の内容

○ 既に生息が確認されている地方公共団体や生息のおそれのある地方公共団体の生息分布にかかる情報の収集について県に協力を要請し、その情報を整理の上、新たに侵入が確認された地方公共団体に提供するとともに、初期防除の重要性を説明し、防除に取り組むよう促す。

○ アルゼンチンアリが既に定着しているにもかかわらず一斉防除に取り組んでいない地方公共団体に対しては、既に取り組んでいる行政機関から収集した事例や、「アルゼンチンアリ防除の手引き」（平成25年7月改訂版）を提供し、一斉防除に取り組むよう促す。

(3) オオキンケイギク等の防除(中国四国地方環境事務所及び中国地方整備局)

調査結果の概要

- 国が管理する河川及び国道や、県が管理する河川及び道路を中心に、オオキンケイギクが河川敷や路傍に繁茂している箇所が多数あり。
- 今回調査したオオキンケイギクの生育が確認されている市町の中には、外来生物法の制度の認識不足等のため、防除の確認を受けずに、枯死させないまま焼却処分場まで運搬するなど適正な防除等が行われていない例あり。
- 国土交通省は、各地方整備局等に対し、防除の公示に基づきオオキンケイギク等の分布確認や防除を適切に実施するよう通知。
- 今回調査した河川事務所・国道事務所において、オオキンケイギク等の生育状況の把握・整理が不十分な例あり。
- 周辺の土地と一体的に防除されていないなど防除の実施が望ましいにもかかわらず、防除が実施されていない箇所あり。

主な通知事項

【中国四国地方環境事務所】

- ① 地方整備局、地方公共団体等の協力を得て、オオキンケイギクの生育に係る情報を収集するとともに、継続的に共有する仕組みを構築すること。
- ② 地方公共団体に対し、防除の確認の導入を促すとともに、効果的な防除が行われるよう働きかけること。

【中国地方整備局】

- ① 巡視業務の委託業者に対し、生育状況を的確に把握・報告させ、整理し、次年度以降の巡視及び防除に活用すること。
- ② 通常の管理行為等の範囲以外の区域においても、効果的な防除に努めること。
- ③ 管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所については、必要に応じて、隣接地の管理者に対し、防除の取組を促進すること。

改善措置の内容

【中国四国地方環境事務所】

- ① 外来種連絡会議において、各構成員が有している情報の提供を毎回要請し、情報共有に努める。
- ② 地方公共団体に対して文書を発出し、防除の確認の導入を促すとともに、防除効果の高い「抜き取り」による方法を可能な限り採用するよう要請する。

【中国地方整備局】

- 次のとおり、関係事務所等に、文書(河川部局:平成26年3月24日付け、道路部局:平成26年3月10日付け)で指示した。
- ① 河川巡視等で生育状況及び被害を把握し、堤防での分布や規模、防除の効果について整理すること。
道路巡回等で生育状況の把握・報告が確実に行われるよう、保守工事等の特記仕様書に必要事項を明記すること。
 - ② 通常の管理行為等の範囲以外の区域においても、効果を上げている例を参考にして、効果的な防除に努めること。
 - ③ 環境事務所と連携して、隣接地の管理者に対し、防除の必要性を周知し、その促進に努めること。